



# 民法の 成年年齢引き下げ問題

中村 新造

Nakamura Shinzo

弁護士

東京芝法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会副委員長。共著に『お買い物で世界を変える』（岩波書店、2016年）、『Q&A 振り込め詐欺救済法ガイドブック－口座凍結の手續と実践－』（民事法研究会、2013年）など。

## 議論の状況

現行民法は1896年以来、成年年齢を20歳と定めてきました。その後今日まで、20歳成年制の不都合が指摘されたことは寡聞にして聞いたことがありません。

それにもかかわらず最近急速に熱を帯びている成年年齢引き下げの議論は、2007年5月に成立した国民投票法\*に端を発しています。同法は、国民投票権を有する者の年齢を18歳以上と定め、その附則3条1項で公職選挙法の選挙年齢と民法の成年年齢に検討を加える旨を定めました。

2009年10月28日、この附則を受けて、法制審議会（法務省）は「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」（以下、最終報告書）を採択し、法務大臣に答申しました。この答申では「特段の弊害のない限り、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」とされました。

2015年6月17日、公職選挙法が改正されて選挙年齢が18歳に引き下げられ、その附則（11条）として民法、少年法等の成年年齢について検討を加える旨が定められたことから、民法の成年年齢の引き下げの議論が再燃しました。

2015年9月17日、自由民主党の政務調査会は、「成年年齢に関する提言」を発表し、「できる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じる」と結論づけました。

2016年9月1日～30日まで、法務省は「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」というパブリックコメントを実施し、11月8日付けで結果を公表しました。

2017年1月13日、内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」は「報告書」を発表し、「民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等が検討されることが必要である」と指摘しました。

## 成年年齢引き下げの必要性

このように引き下げに向けた段取りは徐々に進行している感があります。しかし、ここでいったん立ち返って、そもそも民法の成年年齢引き下げの必要性（立法事実）はどこにあるのか、この点に関する議論を概観したいと思います。

### 1. 選挙年齢と一致させることが望ましいか

公職選挙法の改正により選挙年齢が18歳となったことから、民法の成年年齢も一致させることが法制度としてシンプルであるという考えがあります。

しかし、選挙年齢の引き下げは18歳、19歳の若年者に選挙権を付与するのに対し、民法の成年年齢の引き下げは私法上の行為能力を付与する一方、未成年者取消権（民法5条2項）を失わせるというデメリットをもたらすものですから、同列に論じるべきではありません。そもそ

\* 日本国憲法の改正手続に関する法律

も、法律における年齢区分はそれぞれの法律の立法目的や保護法益によって定められるものです。このことは、成年被後見人について行為能力が制限されているものの選挙権は認められていることからみても、明らかといえます(成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が2013年6月30日に施行されました)。

よって、成年年齢と選挙年齢を一致させることが望ましいとはいえません。

## 2. 「国としての強い決意」は根拠となるか

「民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって『大人』として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」(最終報告書)という考え方があります。

しかし、国民主権(日本国憲法1条)を採用するわが国において、18歳をもって大人として扱うのか否かを決めるに当たって問われるべきは、国の決意などではなく、国民の意思であるはずです。しかも、20歳成年制の見直しという重要な論点である以上、なおさらです。その意味で、最終報告書は意見を問うべき相手を誤っています。

## 3. 国民は成年年齢の引き下げを望んでいるか

それでは、肝心の国民は成年年齢の引き下げを望んでいるのでしょうか。民法の成年年齢の引き下げは、何歳を「大人」として扱うのかという問題であり、すべての国民の間で時間をかけて議論をし、コンセンサスを得たうえで進めるべきであることは言うまでもありません。

しかし、内閣府が2013年10月に実施した「民法の成年年齢に関する世論調査」では、「18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」の賛否を尋ねたところ、「賛成」とする者の割合が18.6%(「賛成である」7.4%、「どちらかといえば賛成である」11.2%)、「反対」とする

者の割合が79.4%(「どちらかといえば反対である」32.2%、「反対である」47.2%)でした。つまり、国民の意思は、成年年齢引き下げに明らかに消極的です。

## 4. 諸外国と足並みをそろえる必要はあるか

諸外国の多くが18歳成年制を採用していることから、日本もこれに足並みをそろえるべきという考えがあります。実際、最終報告書によれば、成年年齢のデータがある187カ国(地域を含む)のうち、これを18歳以下としているのは141カ国ということになっています。

しかし、諸外国において成年年齢が18歳に引き下げられたのは1970年代が多く、これはベトナム戦争を背景にするといわれています。この点については、「諸外国における成年年齢等の調査結果」(法務省)が、アメリカ合衆国について「成年年齢の引下げは、選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられたことに関連している。1965年から1973年までの間、何百万人もアメリカ兵が徴兵または志願によりベトナムに赴いた。1960年代、多くの米国民の中で、徴兵年齢が18歳であるにもかかわらず、選挙権年齢が21歳であるのは不公正である、徴兵されるのに十分な年齢である者は軍隊の在り方を含め政治に意見を述べるべきだとの議論がなされ、『戦うのに十分な年齢、投票するのに十分な年齢(old enough to fight, old enough to vote)]がキャッチフレーズとされた。このような状況のなか、連邦政府が憲法を改正し、選挙権年齢を引き下げた。この社会的な流れを受けて、成年年齢の引下げが行われた(ワシントンDC、ニューヨーク、ヒューストン)」と指摘するとおりです。

他方、現在の日本では成年年齢の引き下げを求める議論はなされておらず、背景は異なります。また、諸外国と成年年齢の差異が存在することによる不都合がことさらに指摘された事実も見当たりません。つまり、諸外国との足並みをそろえることは、成年年齢引き下げの必

要件としては不十分といえます。

## 5. 若年者が就労して得た金銭を 費消できる点はメリットか

民法の成年年齢の引き下げは、18歳に達した若年者が就労して得た金銭について、親権者の管理下に置かず、自らの意思で費消できるようにする意義があるという考えがあります。最終報告書も「契約年齢を18歳に引き下げることには、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるという点で、メリットがある」としています。

しかし、文部科学省が2015年12月25日に発表した「平成27年度学校基本調査(確定値)」によれば、高等学校卒業者のうち、2015年度における大学・短大進学率は54.6%、専門学校進学率は16.7%、就職率は17.7%です。また、1998年度以降、大学・短大進学率は常に増加傾向にあるのに対し、専門学校進学率はほぼ横ばい、就職率は減少傾向にあります。つまり、このように就職率が2割以下であり、かつ低下傾向にあることを踏まえると、ことさらに「18歳に達した者が就労して得た金銭」を処分できるメリットに着目することは強調が過ぎるきらいがあります。

## 6. 現行民法に不都合はあるか

現行民法は、未成年者の法律行為を当然に無効とするのではなく取り消し得るものとしています(民法5条2項)。また ①単に権利を得、または義務を免れる行為(民法5条1項ただし書)、②目的を定め、または定めずに法定代理人が処分を許した行為(民法5条3項)、③営業を許された行為(民法6条1項)については、金額の上限なく、未成年者が単独で法律行為ができると規定しています。

このように、現行民法は、未成年者の取引の便宜に十分に配慮した規定を置いているので、国民は不都合を感じておらず、成年年齢の引き下げを求める声は上がっていないものと考えられます。

## 成年年齢引き下げの問題点

### 1. 未成年者取消権の喪失

18歳、19歳の若年者にとって未成年者取消権(民法5条2項)という保護制度が喪失してしまうことが最大の問題点と考えられます。未成年者取消権が喪失してしまうと、若年者がたちまち悪質業者のターゲットとなり、マルチ商法の被害が高校内で広まるおそれがあるなど、18歳、19歳の若年者に消費者被害が拡大する危険があることが指摘されています。

以下、この問題点を国民生活センターのデータで裏づけていきます。

#### (1) 相談割合

「消費生活年報(2016年)」(以下、年報)によれば、全国の消費生活センター等に寄せられた「消費生活相談」のうち「20歳未満」の相談割合(2006～2015年)は2.8～3.7%でほぼ横ばいで推移し、他の年代(8.8～19.7%、2015年)と比較すると明らかに低い数値となっています。

これは、20歳未満の若年者にとって、未成年者取消権が消費者被害防止の“防波堤”となっていることを示すものといえます。未成年者取消権の主張は、取引時の年齢さえ立証すれば足りるので、悪質業者としては勝訴の見込みが薄く、未成年者には初めから取引を勧誘しないのです。

#### (2) 相談者の内訳(別の人相談する割合)

年報によれば、契約当事者が「20歳未満」の場合だけにみられる大きな特徴として、「別の人相談する割合」が極めて高いという点があります。例えば、契約当事者とは別の人相談する割合は、66.9%であり、他の年代(8.2～26.3%)と比較して突出して高い数値となっています。

これは、未成年者は、たとえ消費者被害に巻き込まれても、自ら単独で消費生活センター等の救済ルートにたどり着くことができないことを示すものといえます。

### (3) マルチ取引の問題

年報によれば、「マルチ取引」に関する契約当事者年代構成比は、1.9% (20歳未満)、34.7% (20歳代)、10.5% (30歳代)、9.9% (40歳代)、10.2% (50歳代)、11.4% (60歳代)、13.2% (70歳以上)となっており、「20歳代」の件数が突出して多くなっています。

これは、大学・短大等のクラスやサークル、もしくは、職場やアルバイト先で新しく形成された人間関係を利用して、この年代を「ねらい打ち」して勧誘が行われているからと考えられます。他方、「20歳未満」の者の相談が少ないのは、まさに未成年者取消権が“防波堤”として機能しているからと考えられます。

### (4) 通信サービス等の問題

年報によれば、「20歳未満」の相談のうち、「運輸・通信サービス」が66.1%と突出しています(全年代でみると「運輸・通信サービス」の割合は31.7%に過ぎません)。消費生活相談の内容が「運輸・通信サービス」に著しく偏るとするのは「20歳未満」だけにみられる特徴です。

これは、未成年者がインターネットを通じて大人の知らない間に取引できてしまうことが理由と思われる。インターネット通信販売やオンラインゲームを利用するために、大人の知らない間に子どもがクレジットカード等を利用して高額な課金決済をしてしまうといった相談が多いことが指摘されています。逆に言えば、大人の目が届く他の取引場面では、未成年者取消権は“防波堤”として機能していることをうかがわせます。

## 2. その他の問題点

その他にも ①18歳、19歳の若年者が親権の対象でなくなるため、親権者と通じた生徒指導が困難となる ②成年者と未成年者が混在することで高校教育の現場が混乱する ③養育費の支払い終期が事実上18歳に繰り上がってしまう(養育費について定めた調停調書等に「成年」に達す

るまでなどと記載した場合の問題) ④児童養護施設を退所した若年者の保護が後退する(18歳で施設を退所した若年者が取消権も喪失する)などの問題点が指摘されています。

## 成年年齢引き下げをめぐる 今後の課題

最終報告書は「民法の成年年齢の引下げの法整備は、これらの施策(若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策。筆者挿入)の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当である」と意見し、民法の成年年齢引き下げに関して、①施策の実施 ②施策の奏効 ③国民の意識への現れ、という3つのハードルを課しました。これは、この3つのハードルと成年年齢の引き下げとは、前者が後者に対して先履行の関係に立つという意味です。もちろん、民法改正後、施行期間において慌てて施策を検討し始めるというのでは先履行とはいえません。施行日までにこの3つのハードルを超えることができるか否かははなはだ不確定だからです。そうだとすれば、現状ではこれらの施策が実施されたとはいえ以上、成年年齢の引き下げを決定するのは、最終報告書が述べていた本来の順序とは異なるというべきです。

そこで、我々国民に課せられた今後の課題は、これら3つのハードルを実際に越えられているといえるかどうか、越えることなく成年年齢の引き下げが先行することがないかどうかを厳しく注視していくことでしょう。